

三重県環境学習情報センターリニューアル実施設計及び展示制作・更新 業務委託仕様書

1 業務目的

本業務は、三重県環境学習情報センター（以下「センター」という。）の基本コンセプト（県民に開かれた環境学習、環境情報受発信の拠点）を維持しつつ、デジタルコンテンツ等を活用した疑似体験ができる設備等、新たなコンテンツを導入するとともに、省エネ化の推進や維持管理費用の軽減等にも十分配慮したリニューアルの実施設計を行うとともに、展示の制作及び更新を行うことを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和10年3月17日（金）まで

3 リニューアルの基本的な考え方

三重県環境基本計画（令和2年3月）では、目標年度を2030年度とし、SDGsの考え方も取り入れながら、5つの環境施策パッケージ（「I 低炭素社会の構築」「II 循環型社会の構築」「III 自然共生社会の構築」「IV 生活環境保全の確保」「V 共通基盤施策」）を推進することで、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現をめざすこととしている。環境学習、環境教育は、各施策を推進する駆動力（エンジン）となる共通基盤に位置付けられている。

センターは、三重県の環境学習、環境情報受発信の拠点として、展示設備等を利用した学習機能、環境保全の普及啓発機能、参加体験型の講座等による研修機能、環境図書及びインターネット等を利用した環境情報の収集・提供機能、NPO等の団体との連携による活動の促進機能を備えた施設として平成11年8月に開館した。開館から令和7年度末までに累計60万人以上が利用しており、近年ではその約半数が小中学校等の児童・学生であり、主に社会見学や体験教室を利用している。

一方、平成22年度に展示等の大規模なリニューアルが実施されてから、15年以上が経過することから、経年的な劣化が進んでいる。さらに三重県環境基本計画の目指す、環境、経済、社会の統合的向上についての観点（例：プラスチックの高度リサイクル、バイオマス資源の活用等（地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の促進）や、環境を軸として、明日に希望を持って高い生活の質を享受できる持続可能な社会づくりの観点（例 デコ活）が、展示設備には反映されていない。

そこで、センターの基本コンセプト（県民に開かれた環境学習・環境情報受発信の拠点）を維持しつつ、別紙の基本設計及び基本設計説明書の内容をもとに、下記について留意してリニューアルの実施設計を行うとともに、展示の制作及び更新を行うこと。

- ◆自分たちの周りにおける自然及び生活環境に対する「興味」や「気づき」の機会の提供をする。
- ◆現在直面する様々な環境問題に対し、その原因、自分たちへの影響、解決方法を考え、実践する意識を向上させる「きっかけ」を提供する。
- ◆持続可能な社会（脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会（生物多様性を含む））の形成及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進につながる環境学習要素を導入する。
- ◆展示コンテンツを時勢に応じた内容にするとともに、中長期的（10年程度）に利用・更新が可能な設備への見直し、遊びながら学べる施設を導入するなど、体験・体感できる学習方法の導入を推進する。
- ◆可能な範囲で三重県の地域性や歴史を考慮した内容を取り入れる。
- ◆リニューアルの内容等については、委託者や関係者と十分打ち合わせや情報共有し、協議のうえ業務を達成する。

4 業務内容

デジタルコンテンツを活用した疑似体験ができる設備の新設や、最新の情報を反映した展示の更新等、「三重県環境基本計画」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000880520.pdf>) 及び「3
リニューアルの基本的な考え方」に基づき、業務を実施すること。

(1) 実施設計

- ①展示内容、演出手法、設備計画の作成
- ②展示シナリオ、展示構成作成
- ③平面計画（全体的な構成と配置、動線計画）作成
- ④展示に関する設備、装置、ソフト等（什器、照明、音響・映像、パネル等）の実実施設計
- ⑤実施設計図等作成（意匠図（平面図・立面図・断面図）、造作図、グラフィック図、造形・設備・展示装置図、映像・情報装置図、映像・情報コンテンツ等シノプシス（あらすじ）、演出照明・電気設備図）
- ⑥展示エリアのイメージパース図、コーナースケッチの作成
- ⑦実施設計説明書の作成
- ⑧展示・設備等メンテナンス計画作成
- ⑨保守管理経費予算書
- ⑩展示制作・施工工程表作成
- ⑪令和8年12月13日（日）に開催するみえ環境フェア2026や三重県環境学習情報センターで紹介するツールの作成（例：リニューアル内容紹介映像等）

(2) 展示制作・更新

- ①委託者の承認を受けた実施設計書に基づき、新たに必要となる展示に関する設備、装置、ソフト等（什器、照明、音響・映像、パネル等）を制作及び購入し、展示工事（設置業務）を行い、展示室の造作を完成すること。

なお、展示の仕様に関して、委託者等と事前協議を行い、仕様説明等を十分行い、製作図や工程表を委託者に提出し、承諾を得てから実施すること。

②今回のリニューアルで活用するものを除き、現在の展示物を撤去し、適切に処分すること。

③展示の設置及び更新によるセンターの休館期間ができるだけ短くなる工夫をすること。

※以下の点に留意すること。

ア 設備等メンテナンス計画は維持管理の容易さ、維持管理費用の軽減を考慮すること。

イ 現物に触れるような体験要素を付加した展示や遊びの要素を含む展示の導入を検討すること。

ウ デジタルコンテンツ等を活用した疑似体験ができる設備を含むこと。

5 契約上限額 199,999,800 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 リニューアルの範囲と現在の展示の概要

別紙の基本設計及び別図のとおり（約 500m²）

・リニューアルの範囲は別図の赤枠内とする。

なお、青枠内（研修室、分析実習室等）は展示物の内容によっては利用できる場合がある。ただし、体験講座等の使用を妨げないようにすること。

7 委託業務費内訳報告書の提出

受託者は、本業務の適正な履行状況及び経費執行状況を確認するため、各年度の業務終了後、当該年度に要した費用について、その内訳を明らかにした委託業務費内訳報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

なお、委託業務費内訳報告書には、人件費、諸経費、再委託費、資材費その他業務に要した費用の区分ごとの内訳を記載し、必要に応じて積算根拠資料を添付すること。

また、委託者から求めがあった場合は、内訳の内容について説明を行うものとする。

8 成果品の提出等

本業務の成果品として、(1) から (6) 及びこれらの電子データ一式を令和 9 年 3 月 12 日（金）までに、(7) を令和 8 年 11 月 30 日（月）までに提出すること。また、(8) から (14) を令和 10 年 3 月 17 日（金）までに提出すること。

ただし、(10) から (12) については、令和 9 年 3 月 12 日（金）までに令和 8 年度時点のもの及び電子データ一式を提出すること。

(1) 実施設計説明書 【A 3 又は A 4 判 3 部】

(2) 実施設計図面 【A 3 又は A 4 判 3 部】

- ①特記仕様書
- ②意匠図（平面図、立面図、断面図）
- ③造作図
- ④グラフィック図
- ⑤造形・模型・設備・展示装置図
- ⑥映像・情報装置図
- ⑦映像・情報コンテンツ等シノプシス
- ⑧演出照明・電気設備図
- ⑨展示制作物一覧
- (3) 展示エリアのイメージパース図、コーナースケッチ 【原本一式】
- (4) 展示制作・施工工程表 【A 3 又はA 4 判 3 部】
- (5) 展示設備等の目録 【一式】
- (6) 展示・設備等メンテナンス計画 【A 3 又はA 4 判 3 部】
- (7) 令和8年12月13日（日）に開催するみえ環境フェア 2026 や三重県環境学習情報センターで紹介するツールの作成（例：リニューアル内容紹介映像等） 【電子データ】
- (8) 保守管理経費予算書 【A 3 又はA 4 判 3 部】
- (9) 竣工図 【A 3 又はA 4 判 3 部】
- (10) 委託業務費内訳報告書 【A 4 判 3 部】
- (11) 打合せ資料等 【A 4 判 1 部】
- (12) 業務実施報告書 【A 4 判 1 部】
- (13) 展示設備 【一式】
- (14) (1) から (14) までの電子データ一式 【2セット】

※保存形式及び納入形態については、委託者と協議すること。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。また、委託者は、必要に応じて、受託者に報告を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない（電子データでのみ保管しているものを除く）。
- (6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由が生じたときは、両者協議により決定すること。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (11) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。そのほか、県のホームページに掲載等のため、二次利用について承諾するものとする。
- (12) 本業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。

<基本方針URL>

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(別記)

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以

外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。